



農 委 だ よ り 常 総

平成18年8月1日発行
第 1 号

〒303-8501
茨城県常総市水海道諏訪町3222-3
電話 0297-23-2111 (代表)

発行／常総市農業委員会

編集／農委だより常総編集委員会



坂野家住宅



長塚節 生家



農業委員会会長
横 田 恒 夫

残暑の候、皆様には
ますますご清祥のこと
とお喜び申し上げます。

日頃より農業委員会
業務につきまして、
ご理解・ご協力を賜り
厚くお礼申し上げます。

さて、農委だより常
総の第一号発行にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今日の農業情勢をみますと、農業従事者の減少・高齢化等、農業の国際化が進展する中で、我が国農業の構造改革を加速化するため、意欲と能力のある担い手を対象にさまざまな施策を集中し、その経営の安定を図る対策（品目横断的経営安定対策）が打ち出されました。

今後は平成19年産からの政策転換に向け、政府・団体が一体となって、認定農業者と集

落営農の組織化などを
含めた担い手の育成・
確保を図ることが重要
な課題となっております。

本県においては、現在進めている茨城農業改革をさらに総合的に推進するための指針として、新しい「茨城県農業・農村振興計画」を策定し、「食と農」・「人」・「地域」の3つの視点から、本県農業を活性化させ、全国をリードする「いばらき農業」を創出することとしていきます。

このような中、農業委員会系統組織においては、「農地と担い手を守り活かす運動」を設定し、優良農地の確保と有効利用、担い手の確保・育成等について、農業委員会系統組織が一丸となった取り組みが期待されております。当市におきましても、農業委員会が一丸となって、担い手の育成・確保を推進していく所存でおりますので、皆様方のお一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。



喜見山 明 (55)
天満町
(公選) 6期



石塚 寛一 (64)
大輪町
(公選) 4期

農地の貸借、転用、農業者年金
など、農業に関することは私たち
にご相談ください。
(上から、氏名、年齢、住所、公
選・選任の別、就任期数) 敬称略、
議席番号順。

農業委員 紹介



あなたの地区の農業委員を
よろしくお願いします。



風見 誠 (51)
高野町
(公選) 2期



飯沼 嶺 静 (74)
豊岡町
(選任) 1期



倉持 創一 (67)
菅生町
(公選) 7期



横川 やい子 (61)
五郎兵衛新田町
(選任) 1期



皆見 啓一 (55)
菅生町
(公選) 2期



山本 幹男 (71)
相守谷町
(選任) 10期



橋本 武夫 (49)
上蛇町
(公選) 1期



長妻 治英 (71)
大塚戸町
(公選) 3期



渡辺 勝一 (61)
長助町
(公選) 1期



草間 正 詔 (61)
花鳥町
(選任) 4期



中 莖 一 秀 (58)
内守谷町
(公選) 4期



坂野 武男 (76)
伊佐衛門新田町
(公選) 5期



堀越 とし子 (62)
天満町
(選任) 1期



結 束 一 穂 (60)
中山町
(公選) 5期



岡野 孝一 (58)
坂手町
(公選) 1期



植竹保夫 (73)
小山戸町
(公選) 2期



坂野侃 (72)
大生郷町
(公選) 1期



秋田茂 (54)
中妻町
(公選) 2期



増田亮 (58)
三坂町
(公選) 3期



小島力 (71)
豊岡町
(公選) 3期



稲葉充 (50)
本豊田
(公選) 2期



横田恒夫 (75)
箕輪町
(公選) 9期



野口久雄 (71)
三坂新田町
(公選) 4期



田村繁二郎 (65)
天満町
(公選) 2期



倉持泰仍 (70)
菅生町
(選任) 3期



渡邊甚一郎 (59)
古間木
(公選) 1期



長塚市夫 (68)
馬場
(公選) 1期



秋田文夫 (65)
豊田
(公選) 2期



渡邊健一 (68)
篠山
(公選) 1期



倉田豊二 (63)
本石下
(公選) 2期



浦和明 (72)
鴻野山新田
(公選) 5期



門井紀夫 (65)
新石下
(公選) 1期



平間敬三 (65)
山口
(公選) 4期



倉田益有 (57)
原宿
(公選) 1期



本諏訪文夫 (68)
岡田
(公選) 4期



品目横断的経営安定対策について

我が国の農業は、農業者の数が急速に減り、また農村では都会以上のスピードで高齢化が進んでいます。

一方、国外に目を向けると、WTO（世界貿易機関）の農業交渉では、国際ルールの強化などの交渉が行われています。

このような状況の中で、今後の日本の農業を背負って立つことができるような、意欲と能力のある担い手を中心とする農業構造を確立することが“待ったなし”の課題となっています。

そこで、これまでのような全ての農業者の方を一律的に対象として、個々の品目ごとに講じてきた施策を見直し、平成19年産からは、意欲と能力のある担い手に対象を限定して、その経営の安定を図る施策（品目横断的経営安定対策）に転換することとしています。

支援の対象

次のいずれかの「担い手」が支援の対象です

1

認定農業者



+

都府県 4ha以上
北海道 10ha以上

2

一定の条件
を備える
集落営農

- 5つの要件 ■
- 農用地の利用集積目標
- 規約の作成
- 経理の一元化
- 主たる従事者の所得目標
- 農業生産法人化計画の作成

+

20ha以上

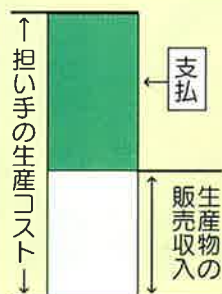
支援の内容

2種類の補てんが受けられます

1 諸外国との生産条件格差を是正するための補てん

〈ゲタ対策〉

【対象品目】 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



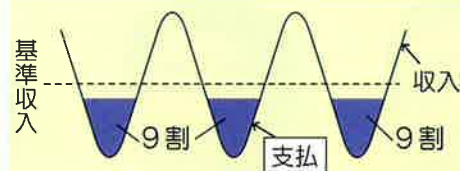
担い手の生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てんします。

（生産者ごとの過去の生産実績に基づく支払と、毎年の生産量・品質に基づく支払の両方で、格差を補います。

2 収入の変動の影響を緩和するための補てん

〈ナラシ対策〉

【対象品目】 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



その年の収入が基準となる収入を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。（生産者から一定の拠出が必要です。）